魚津市公告第65号

滑川市・魚津市ケアプランデータ連携システムの活用促進モデル地域づくり事業業務委託に係る公募型プロポーザルを実施するので、公告する。

令和８年９月11日

魚津市長　　村椿　晃

滑川市・魚津市ケアプランデータ連携システムの
活用推進モデル地域づくり事業業務委託に係る
プロポーザル実施要領

１．趣旨

この要領は、滑川市及び魚津市が実施するケアプランデータ連携システムの活用推進モデル地域づくり事業業務を委託するに当たり、プロポーザル方式により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

２．業務概要

（１）　業務名　滑川市・魚津市ケアプランデータ連携システムの活用推進モデル地域づくり事業業務委託

（２）　業務内容　別添仕様書のとおり

（３）　委託期間　契約締結の日から令和９年２月 28 日まで

（４）　委託料上限額　15,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

内訳　　滑川市分　7,500,000 円

魚津市分　7,500,000 円

※本業務は共同で公募・審査を行うが、契約は自治体ごとに個別に行うものである。

３．参加資格

このプロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たした者とする。

（１）　次のいずれにも該当すること。

①滑川市契約に関する規則（昭和 50 年滑川市規則第 16 号）第 20 条に規定する一般競争入札に参加する者に必要な資格を有しており、かつ、滑川市から入札参加資格停止措置を受けていないこと。

②魚津市市契約規則（平成 29 年魚津市規則第４号）第３条に規定する競争入札参加資格者名簿（令和７・８年度魚津市物品購入等入札参加者名簿）に登録され、かつ、魚津市から入札参加停止措置を受けていないこと。

（２）　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項及び第２項の規定に該当しない者であること。

（３）　破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続を開始する申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続を開始する申立てその他経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

（４）　次のいずれにも該当しないこと。

①滑川市暴力団排除条例（平成 24 年滑川市条例第１号）第２条第１号の暴力団関係者について該当しないこと。

②魚津市暴力団排除条例（平成 24 年魚津市条例第１号）第２条第１号の暴力団関係者について、該当しないこと。

（５）　市県民税及び国税について、滞納がないこと。

（６）　過去３年間（令和５年４月１日以降）において、ケアプランデータ連携システムの活用に関する業務の受託実績があること。

４．実施日程

手　順	日　程
公告（仕様書の公表）	令和８年９月 11 日（金）
質問書の提出期限	令和８年９月 18 日（金）午後５時必着
質問書の回答	随時回答予定 （最終回答：令和８年９月 25 日（火））
参加表明書の提出期限	令和８年 10 月２日（金）午後５時必着
企画提案書等の提出期限	令和８年 10 月９日（金）午後５時必着
審査委員会（ヒアリング）	令和８年 10 月 19 日（月） 午後１時から午後４時まで
選定結果の通知・公表	令和８年 10 月 21 日（水）
契約手続き	令和８年 10 月

※実施日程は予定であり、滑川市又は魚津市の都合により変更する場合がある。

５．公告の方法

魚津市ホームページへの及び魚津市掲示板への掲載による。

６．質問の受付及び回答

このプロポーザルに関する質問及び質問に対する回答は、次のとおり行うものとする。

（１）　受付期間

公告開始日から令和８年９月 18 日（金）午後５時まで

（２）　質問の方法

質問票（様式第１号）に必要事項を記載し、担当部署宛てに電子メールにより提出する。その際の電子メールの標題は「プロポーザル質問（事業者名）」とすること。

なお、電子メール送信後に併せて電話による連絡を行う等、必要に応じて到達確認を行うこと。

（３）質問に対する回答

提出された質問への回答は、質問者の名称を伏せて、魚津市ホームページ上に掲載することで行う。

７．参加表明書の提出

（１）　提出期限　令和８年 10 月２日（金）午後５時必着

（２）　提出の方法

参加表明書（様式第２号）に必要事項を記載し、担当部署宛てに電子メール又は郵送により提出する。なお、電子メールによる提出の際は、電子メール送信後に併せて電話による連絡を行う等、必要に応じて到達確認を行うこと。

８．企画提案書等の提出

（１）　提出書類（魚津市ホームページに掲載する。）

書類名	様式	備考
①会社概要書	様式第３号	記載内容が既製の資料で対応できる場合は、既製の資料の提出で差し支えない。
②業務実績書	様式第４号	記載内容が既製の資料で対応できる場合は、既製の資料の提出で差し支えない。
③業務実施体制調書	様式第５号	
④企画提案書	様式任意	・Ａ４版両面印刷とし、適宜作成すること。 ・文字の大きさの目安は、10.5 ポイント以上とする。 ・Ａ３版の資料がある場合は、片面印刷の片袖折りとする。
⑤参考見積書	様式任意	・金額は、企画提案の内容に基づいた各経費の内訳、積算根拠を滑川市分、魚津市分とに完全に分けて記載すること。 ・消費税及び地方消費税の税率は、10％とし、税込額とする。

（２）　提出部数

①正本（上記書類①～⑤）　滑川市宛てのものを１部、魚津市宛てのものを１部

②副本（上記書類①～④、⑤の写し）　滑川市宛てのものを１部、魚津市宛てのものを１部

（３）　提出期限　令和８年 10 月９日（金）午後５時必着

（４）　提出の方法

正本について、担当部署宛てに郵送又は持参とする。ただし、持参する場合は、平日の午前８時 30 分から午後５時までを受付時間とする。

副本について、担当部署宛てに電子メールによる提出とする。

９．審査について

（１）　審査方法

滑川市及び魚津市が組織するプロポーザル選定委員会において、各事業者の提出書類及びヒアリングの結果に基づき、次の審査基準により各事業者の提案を採点し、得点が最多となった事業者を契約候補者に、得点が契約候補者の次に最多となった事業者を次点候補者に選定する。

（２）　審査基準

基準	主たる評価の視点
業務経歴	同種・類似事業の実績により評価
実施体制	業務体制の充実度により評価
提案の内容	支援方法等について評価
知識、能力	業務を適切に執行するための知識や能力により評価
価格	参考見積金額により評価

（３）　審査結果の通知及び公表

審査による選定結果は、書面により各事業者に通知するほか、魚津市ホームページにおいて公表する。

なお、選定に係る各事業者の得点の状況は通知しない。

10. 契約候補者の決定及び契約の締結

滑川市及び魚津市は、審査の結果、契約候補者に選定した者に対し、それぞれ個別に契約締結に向けた協議を速やかに開始する。ただし、契約候補者との協議の結果契約締結に至らなかったとき

は、次点候補者を契約候補者として、契約締結に向けた協議を行うものとする。

契約候補者との契約締結に当たっては、仕様書の内容を前提として、契約候補者の企画提案書の内容を反映させたものを契約の内容とする。ただし、契約候補者との協議において、企画提案書の内容を下回らない範囲において業務の内容の追加、変更又は削除を行う場合がある。

11. その他留意事項

（1） 提案、その他の企画提案の手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
（2） 提出書類の著作権は、提出者に帰属する。
（3） 提出書類は、返却しない。
（4） 提出書類は、契約候補者の決定のために使用し、それ以外の用途には使用しない。
（5） 企画提案に要する全ての費用は、提案者の負担とする。
（6） 提出書類の受領後は、その差替え又は再提出を認めない。
（7） 提案募集に参加した者は、契約候補者決定後において、本業務プロポーザル実施要領等の内容について、不明又は錯誤を理由に異議を申し立てることはできないものとする。
（8） 提出書類に虚偽の記載があった場合は、当該事業者の応募を無効にするとともに、指名停止の措置を講ずる場合がある。

12. 担当部署

〇滑川市
〒936-8601
富山県滑川市寺家町 104
滑川市高齢介護課高齢介護係

〇魚津市
〒937-8555
富山県魚津市釈迦堂一丁目 10 番１号
魚津市社会福祉課介護保険係

（各書類の提出先及び問合せ先）
〒937-8555
富山県魚津市釈迦堂一丁目 10 番1号
魚津市社会福祉課介護保険係 担当:中川
Tel :0765-23-1148
E-mail:kaigo@city.uozu.lg.jp

滑川市・魚津市ケアプランデータ連携システムの
活用推進モデル地域づくり事業業務委託に係るプロポーザル　様式集

令和８年８月

滑川市高齢介護課

魚津市社会福祉課

様式第１号

質問票

令和　　年　　月　　日

（事務担当市）
魚津市長 あて

所在地
商号又は名称
代表者の職・氏名

滑川市・魚津市ケアプランデータ連携システムの活用推進モデル地域づくり事業業務委託に係るプロポーザルに参加するに当たり、下記のとおり質問がありますので、回答をお願いします。

記

質問事項	内容

※　質問欄は、適宜、拡大または追加してください。

様式第２号

参 加 表 明 書

令和　　年　　月　　日

（事務担当市）
魚津市長 あて

所在地
商号又は名称
代表者職・氏名

滑川市・魚津市ケアプランデータ連携システムの活用推進モデル地域づくり事業業務委託に係るプロポーザルへの参加を表明します。

【連絡先】担当者所属：　氏　　名
電話番号
Ｅメール

（裏面）

（機密保持）

なお、本プロポーザルの応募に際し、滑川市及び魚津市から提供された機密扱いの情報については、以下のとおり取り扱うことを確認します。

① 開示された情報は、提案応募の目的以外には利用しない。

② 開示された情報の取扱いに関しては、最新の注意を払い厳重に管理する。

③ プロポーザル終了時には、すべての開示情報を廃棄する。

④ 個人情報保護条例ほか関係法令を遵守する。

⑤ 開示された情報について、提案者の責により損害が生じた場合は、賠償責任を負う。

様式第３号

会 社 概 要 書

令和　　年　　月　　日

（事務担当市）
魚津市長 あて

所在地
商号又は名称
代表者職・氏名

滑川市・魚津市ケアプランデータ連携システムの活用推進モデル地域づくり事業業務委託に係るプロポーザルに参加するに当たり、会社概要は下記のとおりです。

１　本社本店

所　在　地	〒		
商　　号	フリガナ		
代 表 者 名 （職・氏名）	フリガナ		
業 務 内 容			
電 話 番 号		FAX番号	

２　業務実施支社、支店、営業所
（本社・本店が業務実施の場合は、所在地欄にのみ「全て同上」と記載）

所　在　地	〒		
商　　号 （支店等）	フリガナ		
代 表 者 名	フリガナ		
電 話 番 号		FAX番号	

３　設立年月日

年　　月　　日

4　従業員数

区　　分	正規	その他	合計
全従業員数			
業務実施支社、支店、営業所 （本社・本店が業務実施の場合は、本社本店の従業員数）			

（裏面）

5 その他（会社概要特記事項　取得した品質管理等の国際規格など）

様式第４号

業務実績書

（事務担当市）　　令和　　年　　月　　日

魚津市長　あて

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

滑川市・魚津市ケアプランデータ連携システムの活用推進モデル地域づくり事業業務委託に係るプロポーザルに参加するに当たり、契約実績は、下記のとおりです。

記

	発注自治体名	契約件名	業務期間
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

※　過去３年間（令和５年４月１日以降）において、ケアプランデータ連携システムの活用に関する業務の受託実績を記載すること。

様式第５号

業務実施体制調書

令和　　年　　月　　日

（事務担当市）
魚津市長　あて

所在地
商号又は名称
代表者職・氏名

滑川市・魚津市ケアプランデータ連携システムの活用推進モデル地域づくり事業業務を受託した場合の業務責任者及び業務担当者は、下記のとおりです。

記

１．業務体制

	氏名	所属・役職	担当業務	経験年数
業務責任者				
業務担当者				
業務担当者				
業務担当者				

２．業務責任者実績（主なもの）

①	発注自治体名	
	契約件名	
	業務期間	
	契約の概要	
②	発注自治体名	
	契約件名	
	業務期間	
	契約の概要	

必要に応じて行を足してください。

滑川市・魚津市ケアプランデータ連携システムの活用促進モデル地域づくり事業業務委託　仕様書

1 業務の名称

滑川市・魚津市ケアプランデータ連携システムの活用促進モデル地域づくり事業業務委託

2 業務の目的

本業務は、滑川市及び魚津市の区域内に所在する居宅介護サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、福祉用具貸与事業所の全てが、ケアプランデータ連携システム（以下「システム」という。）を導入し、活用するために必要となる環境整備を支援することで市内の介護業界の業務効率化を推進することを目的とする。

3 業務の履行場所

滑川市内及び魚津市内（滑川市役所及び魚津市役所のほか、両市が指定する場所）

4 委託期間

契約締結の日から令和9年2月 28 日まで

5 業務内容

（1） 対象事業所 次のとおり

	滑川市	魚津市
居宅介護支援事業所	10	9
介護予防支援事業所	1	1
居宅介護サービス事業所等	48	53
福祉用具貸与事業所	2	2

対象事業所には休止中の事業所は含まないものとし、委託期間中に新規に開業する事業所も含まないものとする。

（2） 主な業務

A:システムの導入及び活用を周知する説明会の開催

対象事業所にシステム導入方法や活用方法を周知するため、特にシステムのメリット・導入運用方法・経費について重点的に説明する説明会を開催すること。

実施回数:両市の区域内の事業所を対象とした合同形式で1～2回程度

開催形式:オンライン開催又は、会場開催とオンライン開催の併用方式とする

B:対象事業所用実務的マニュアルの提供

対象事業所が日々の実務で迷わずシステムを運用できるよう、対象事業所の従業員にとってわかりやすい実務的マニュアルを提供すること。なお、既存のマニュアルを活用して差し支えない。

C:システム導入・運用の伴走支援

対象事業所は規模、IT 環境やその習熟に差があると見込まれることから、事業所の状況に応じた伴走支援体制を提供すること。伴走支援として想定する業務は、ヘルプデスクの設置、事業所の訪問による導入支援を行なうものとしているが、提案事業者の創意工夫による伴走支援も可能である。

ヘルプデスクの設置:システムの初期設定、アカウント登録、エラー発生時の対応等に関す

る専門の相談窓口（電話・メール等）を設置・運営すること。
事業所の訪問による導入支援：電話及びメール等での初期設定が困難な事業所、又は訪問による支援を希望する事業所に対し、最低 1 回以上の現地訪問による操作指導及び環境設定支援を行うとともに、事業所が自立してシステム運用が可能になるまで伴走すること。

D:本事業の全工程終了後、全体の実施結果、アンケートの分析結果、今後の利用継続に向けた課題と提言をまとめた「事業実施報告書」を自治体ごとに作成すること。なお、成果品として提出を求めるものは、次のとおりである。

①. 事業実施報告書（アンケート効果測定結果を含む）: 正本2部（滑川市あて 1 部、魚津市あて1部）、および電子データ

②. 配布した実務マニュアル等一式: 電子データ

③. 説明会実施資料・動画アーカイブ等: 電子データ

6　成果品検査

受託者は、業務完了後所定の手続を経て、委託者の検査を受けるものとする。この場合において、委託者から成果品が本業務に適合していないとして修正の指示があった場合には、速やかに措置を講じるものとする。

7　委託料支払条件

委託者は、委託業務の完了を確認した後、支払請求書を受理したときは、一括して委託料を支払うものとする。ただし、受託者の求めがあり委託者が適当と認めた場合は、委託料の範囲において概算払を行うことがある。

8　特記事項

（1）資料の貸与

業務を遂行する上で必要な資料等は、必要に応じて委託者から随時貸与する。なお、貸与した資料の複製の可否、返却等については委託者の指示に従うこと。

（2）再委託

本業務の全部を第三者に再委託してはならない。また、本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ委託者に書面により報告し、委託者の承認を得ること。

（3）法令遵守

業務の実施に当たり、関係法令及び条例を遵守すること。

（4）守秘義務

本業務上知り得た情報等については、委託者の承諾なしに本業務以外で使用し、また、第三者に対して漏えいしてはならない。なお、この守秘義務は、契約終了後も継続するものとする。受託者の責により秘密が漏えいし、委託者が損害を受けた場合、受託者はその損害に対し賠償の責を負う。

（5）個人情報の保護

受託者は、この契約に基づく業務を実施する際、別添個人情報の取扱いに関する特記事項に記載の内容を遵守 しなければならない。

（6） セキュリティ対策

本業務において送信する電子メール及び電子メールに添付する書類については、コンピュータウィルス感染に対する予防、検出及び駆除のための最新の処理を実施するものとする。

（7） 瑕疵責任

業務完了後に、受託者の責に帰すべき理由による成果品等の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに委託者が必要と認める訂正、補足等の措置を行うものとし、これに係る経費は受託者が負担するものとする。

（8） 成果品の管理及び帰属

本業務で得られた成果品等の所有権、著作権及び利用権は、委託者に帰属する。また受託者は、著作者人格権を行使できないものとする。受託者は委託者の許可なく成果品等を第三者に公表、貸与、使用、複写又は遺漏してはならない。

9　その他

（1） 受託者は、作業の方法及び順序並びに作業実施に必要な事項について、委託者と事前に打合せを行うこと。

（2） 原則、提案時に設定した担当者等の変更は、行わないものとする。やむを得ない事情の場合は、事前に委託者と協議し、委託者の承諾の上で変更 を行うものとする。

（3） 本仕様書に定めのない事項については、委託者と協議して決定するものとする。本仕様書に疑義が生じた場合についても、同様とする。

10　担当部署

〇滑川市

〒936-8601

富山県滑川市寺家町 104

滑川市高齢介護課高齢介護係

〇魚津市

〒937-8555

富山県魚津市釈迦堂一丁目 10 番1号

魚津市社会福祉課介護保険係

（各書類の提出先及び問合せ先）

魚津市 民生部 社会福祉課　介護保険係（魚津市役所1階）

住 所：〒937-8555 富山県魚津市釈迦堂 1-10-1

電 話：0765-23-1148(直通)

メール： kaigo@city.uozu.lg.jp

（別添）

個人情報取扱特記事項

第1　基本的事項

　乙は、この契約による事務（以下「委託事務」という。）を処理するために個人情報（個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

第2　取得の制限

　乙は、委託事務を処理するために個人情報を取得するときは、当該委託事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第3　秘密の保持

　乙は、委託事務を処理する上で知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

第4　利用及び提供の制限

　乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、委託事務を処理するために取り扱う個人情報を当該委託事務の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

第5　安全確保の措置

　乙は、委託事務を処理するために取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第6　従事者への周知及び監督

1　乙は、委託事務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、当該委託事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを周知しなければならない。

2　乙は、委託事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第7　複写又は複製の禁止

　乙は、委託事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

第8　資料等の返還及び廃棄

1　乙は、委託事務をするために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を、業務完了（業務中止及び業務廃止を含む。以下同じ。）後直ちに甲に返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2　乙は、委託事務を処理するために甲から引き渡され、又は乙が自ら作成し、若しくは取得した個人情報が記録された資料等（前記1の規定により甲に返還するものを除く。）を、業務完了後速やかに、かつ、確実に廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第9　取扱状況の報告及び調査

　甲は、必要があると認めるときは、委託事務を処理するために取り扱う個人情報の取扱状況を乙に報告させ、又は随時、実地に調査することができる。

第10　指示

甲は、乙が委託事務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取り扱いが不適正と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとし、乙はその指示に従わなければならない。

第11　事故報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第12　損害のために生じた経費の負担

委託事務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために生じた経費は、甲が負担するものとする。

第13　名称等の公表

甲は、乙がこの契約に違反し、個人情報の不適正な取扱いを行った場合において、事前に乙から事情の聴取を行った上で、次の⑴から⑸までのいずれかに該当すると認められるときは、乙の名称、所在地及びその個人情報の不適正な取扱いの内容を公表することができる。

（1） 第3の規定に違反し秘密を漏らしたとき。

（2） 第4の規定に違反し目的外の利用又は提供をしたとき。

（3） 第5の規定に違反し必要な措置を怠り個人情報を漏えい、滅失又はき損したとき。

（4） (1)から(3)までに相当する個人情報の不適正な取扱いがあるとき。

（5） (1)から(4)までに規定するもののほか、個人情報の不適正な取扱いの態様、個人情報の内容、損害の発生状況等を勘案し、公表することに公益上の必要性があるとき。